



福岡県医第103号(地)
平成21年 4月10日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保障薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令等について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第110号)等の施行に伴い、社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関等及び指定訪問看護事業者)による「医療保険又は年金保険の保険料」(社会保険料)の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないとする取扱いが、平成21年4月1日より施行され、関係省令・通知等が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

本規定は、平成21年4月1日以降に受けた滞納処分について適用されるものであり、同年7月1日以降の指定における欠格事由となり得るものが対象となります。

また、厚生労働大臣は、保険医療機関等の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものでありますが、当該権限について、現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任していることを踏まえ、同様に地方厚生(支)局長に委任するものであります。

なお、保険医療機関等の指定の欠格事由に関する具体的取扱い等につきましては、厚生労働省より追って通知されることとなっておりますことを申し添えます。

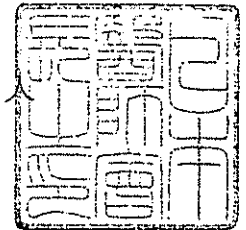
小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第16号(保4)
平成21年4月3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥



健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令等について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第110号)等の施行に伴い、社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関等及び指定訪問看護事業者)による「医療保険又は年金保険の保険料」(社会保険料)の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないとする取扱いが、平成21年4月1日より施行され、関係省令・通知等が発出されておりますのでご連絡申し上げます。

具体的には、保険医療機関等の指定の欠格事由に『指定の申請等に係る病院等の開設者等が、社会保険料について当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していること』が追加されます。

本規定は、平成21年4月1日以降に受けた滞納処分について適用されるものであり、同年7月1日以降の指定における欠格事由となり得るものが対象となります。

また、厚生労働大臣は、保険医療機関等の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものでありますが、当該権限について、現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任していることを踏まえ、同様に地方厚生(支)局長に委任するものであります。

なお、保険医療機関等の指定の欠格事由に関する具体的取扱い等につきましては、厚生労働省より追って通知されることとなっておりますことを申し添えます。

〈添付資料〉

- ・健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第84号)
(平21.3.31 官報(号外第67号)写)
- ・国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律等の施行について
(平21.3.31 保発第0331020号 厚生労働省保険局長)





(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔最高裁規則〕

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の本府省業務調整手当に関する規則 (最高裁四)

○裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (同五)

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則 (同六)

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学一)

〔省 令〕

○地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (総務三二)

○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (同三三)

○地方債に関する省令の一部を改正する省令 (同三四)

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三五)

○地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令 (総務・財務二)

○長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令を廃止する省令 (同三)

○矯正管区組織規則の一部を改正する省令 (法務一五)

○公安調査庁組織規則の一部を改正する省令 (同一六)

○法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令 (同一七)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令 (同一八)

○国家公務員等の旅費支給規程及び支出負担行為取扱規則の一部を改正する省令 (財務一四)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同一五)

○長期運用予定額に係る財政融資資金の運用実績報告書の様式を定める省令 (同一六)

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令 (文部科学九)

○学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 (同一〇)

○試験研究の用に供する原子炉等の設置・運転等に関する規則等の一部を改正する省令 (同一一)

○放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令 (同一二)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同一三)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令 (同一四)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令 (同一五)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同一六)

○統計法及び統計法施行令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令 (同一七)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令 (同一八)

○管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令 (文部科学・厚生労働二)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令 (同三)

○医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令等の一部を改正する省令 (厚生労働六八)

○鉛中毒予防規則の一部を改正する省令 (同六九)

○作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 (同七〇)

○老人福祉法施行規則の一部を改正する省令 (同七一)

○福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七二)

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令 (同七三)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七四)

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則 (同七五)

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七六)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同七七)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (同七八)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令 (同七九)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同八〇)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同八一)

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八二)

○栄養士法施行規則の一部を改正する省令(同八三)

○健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令(同八四)

○厚生労働省設置法第十六条第九項の規定による国立ハンセン病療養所の利用に関する省令(同八五)

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(同八六)

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同八七)

○社会福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八八)

○国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同八九)

○障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(同九〇、九一)

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同九二)

○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同九三)

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同九四)

○国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(同九五)

○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(同九六)

○高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同九七)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令の一部を改正する省令(同九八)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同九九)

○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通一)

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一八)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十七条第十二項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令(同一九)

○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令(経済産業一八)

○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同二〇)

○エネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令(同二一)

○船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(国土交通二八)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(同二九)

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三)

(規則)

○公正取引委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(公正取引委二)

(告示)

○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する有価証券を指定する件(金融庁一八)

○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する有価証券を指定する件(同九)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(同一〇)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

(金融庁・財務・経済産業二)

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

(金融庁・厚生労働一)

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(金融庁・農林水産一)

○平成十九年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件(総務一九五)

○地方税法施行令第五十二条の十の六に規定する研究開発を定める件(同一九六)

○財政再生計画同意基準(同一九七)

○地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準を定める件の一部を改正する件(同一九八)

○地方道路公社に係る収入見込額及び支出見込額の算定の基準を定める件の一部を改正する件(同一九九)

○損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二〇〇)

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が指定する共済組合を定める件(同二〇一)

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件(同二〇二)

二 試験業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて試験業務が不正になるおそれがないこと。

三 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受験申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受験資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。

第六十三条の六第二項中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 合否基準

三 合否基準及び実技試験問題の概要の事前公表に関する事項

四 試験問題の持ち帰り及び試験問題の正答の公表に関する事項

第六十三条の八第二項中「収支決算書」の下に「(会計の監査の結果を記載した書類を含む。)」を加える。

第六十三条の十一の見出しを「(試験結果の報告及び帳簿の保存)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定試験機関は、試験を実施したときは、受

検者の受検番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績、合格した者の合格証書の番号並びに合格証書を交付する年月日を記載した帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

第六十三条の十三の次に次の一条を加える。

(名称等の変更の届出)

第六十三条の十四 指定試験機関は、第六十三条の五第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びこれらの事項を変更しようとする日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第六十四条の七第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の受験資格は、職業訓練若しくは職業に關する教育訓練の受講の経験又は実務の経験をその内容とするものでなければならない。

3 二以上の指定試験機関が同一の検定職種について試験業務を行う場合に於ては、当該各指定試験機関の定める受験資格は、同一でなければならない。

第六十五条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の試験の免除の基準は、技能検定の実技試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る実技試験の全部又は一部を免除すること及び技能検定の学科試験に合格した者に対し同一の検定職種に係る学科試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

3 前項の規定によるほか、第一項の試験の免除の基準は、次の各号に掲げるいずれかの者に対し、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することを含むものでなければならない。

一 当該検定職種に相当する他の法令の規定による検定若しくは試験に合格した者、免許を受けた者又はこれらと同等であると認められるものに合格した者

二 当該検定職種に相当する普通課程の普通職業訓練又は応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に關し、的確に行われたと認められる技能検査に合格した者

三 当該検定職種に相当する訓練科に關し、短期課程の普通職業訓練の確に行われたと認められる修了時の試験に合格した者で、当該訓練科を修了した者

4 二以上の指定試験機関が同一の検定職種について試験業務を行う場合に於ては、当該各指定試験機関の定める試験の免除の基準は、同一でなければならない。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

介護労働者の雇用手続の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第十五条第一項の規定を実施するため、介護労働者の雇用手続の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

介護労働者の雇用手続の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
第二条の次に次の一条を加える。

(指定の基準)

第二条の二 法第十五条第一項第一号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。

二 法第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。

三 法第十七条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。

四 法第十七条に規定する業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて同条に規定する業務が不正になるおそれがないものであること。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百五条及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第八條の規定に基づき、健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第九十九條第二項の規定による権限

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)
第二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(第一條關係)」を「(第三條關係)」に改め、同号(裏面)中「(3) 申請書の提出」を「(3) 申請書の提出」に改め、同号(裏面)を次のように改める。

○厚生労働省令第八十三号

榮養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第六條の四の規定に基づき、榮養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

厚生労働大臣 外添 要一

榮養士法施行規則の一部を改正する省令
榮養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二第一項中「(第四号)」を「(第五号)」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五條の三第四号に規定する権限第二十條の二に次の一項を加える。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

下に並列した



保 発 第 0331020 号

平 成 21 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局長 }
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等
の一部を改正する法律等の施行について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 110 号。以下「改正法」という。）の一部及び「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（平成 21 年厚生労働省令第 84 号。以下「改正省令」という。）については、平成 21 年 4 月 1 日より施行されることとなっているが、これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 健康保険法の一部改正（改正法第 21 条及び附則第 7 条関係）

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関等及び指定訪問看護事業者）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないこととするものである。

具体的には、保険医療機関等の指定の欠格事由に、指定の申請に係る病院等の開設者等が、医療保険又は年金保険の保険料（以下「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。

なお、上記の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降に受けた滞納処分について適用するものであり、同年 7 月 1 日以降の指定における欠格事由となり得るものであることに

留意すること。

また、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものとする。

なお、当該欠格事由に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知するものであること。

2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任していることを踏まえ、社会保険料を徴収する者に対して必要な書類の閲覧等を求めることができる厚生労働大臣の権限についても、地方厚生（支）局長に委任すること。

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正省令第2条関係）

保険医療機関等の指定の欠格事由を追加することに伴い、指定申請書の様式について、所要の改正を行うこと。